

市第 91 号議案 「不当利得返還についての訴えの提起」について

1 提案理由

本件訴えの趣旨は、不適正な請求により介護給付費等を過大に受給した法人に対して、不当利得として介護給付費等の返還を求めるものです。

本市からの督促・催告にも応じず、当該返還金債権には強制徴収権がなく訴訟手続きにより履行を請求する必要があるため、今回提案するものです。

2 介護給付費等返還請求の概要

介護保険法に基づく実地指導または監査等により、指定事業所の不適正な介護給付費等の請求が判明した場合には、不当利得として過大に受給した介護給付費等の返還請求を行っています。本件提案に係る返還請求の概要は、以下のとおりです。

(1) 債務者（返還請求の相手方法人）

ランディング株式会社 [代表取締役 鈴木 アイ子]
(所在地：横浜市神奈川区六角橋 6-18-10)

(2) 介護給付費等の返還が必要とされた理由

上記法人が運営していた「認知症対応型共同生活介護事業所（高齢者グループホーム）」において、人員配置基準を満たしていなかったため（介護支援専門員の資格を有する計画作成担当者が配置されていなかったため）。

※ 人員配置基準を満たさない場合は介護給付費等を減額することになり、本件はその減額に相当する価額の返還を求めるものです。

(平成 18 年 6 月～平成 21 年 5 月サービス提供分)

(3) 債権額（要返還額）

未返還額 17,088,965 円 ← 今回の訴訟物の価額

※ 総額 17,388,965 円のうち、300,000 円（50,000 円×6 回分）は返還済み

(4) 債務者の事業所運営状況

現在、債務者のランディング株式会社は、神奈川県内 3 か所で 4 介護事業所を運営しており、本市被保険者の利用に係る介護給付費等を毎月約 200 万円受給しています。

3 訴えの提起に至る経過

- 平成 21 年 7 月 監査実施の結果、不適正な運営内容について改善勧告を行い、過大に受給していた介護給付費等の自主返還を求めた。
- 平成 22 年 1 月 債務者から介護給付費等返還に関する同意書及び返還計画表の提出
- 平成 22 年 2～8 月 分納計画に基づき 6 回 計 300,000 円を返還
- 平成 22 年 10 月 認知症対応型共同生活介護事業所（高齢者グループホーム）を自主廃止
- ～平成 25 年 7 月 以降、督促・催告等にも応じず、返還がなされなかった。